

(2) 現物管理の現状と要改善点

「長野県公営企業財務規程」第 109 条において、「チームリーダー等は、チーム又は所の所管に属する固定資産(建設仮勘定、建設準備勘定、除却仮勘定及び販売資産仮勘定に計上されているものを除く。ただし、当該勘定に計上されているもので、管理者が別に定めるものを含む。以下第 110 条及び第 111 条において同じ。)の管理の状況を固定資産管理台帳に整理しておかなければならない。」旨規定されており、この規定は長野県立病院にも適用されるが、具体的方法については特に規定されていない。

現状では有形固定資産のうち工具器具備品に品目、番号、取得年月日等を記入した管理シールを貼り付けて管理している。

包括外部監査の一手続きとして固定資産実査を実施したが、実施時間の制約があったため、CT、MRI 等の高額医療器械を対象として固定資産実査を行った。固定資産実査の対象としたのは以下の資産である。

1) 須坂病院

須坂病院については取得価額 20,000 千円以上の固定資産について固定資産実査を行った。対象とした固定資産は以下の通りである。

	資産名称	取得年月日	取得価額(千円)	数量	耐用年数(年)	償却累計額(千円)	期末帳簿価額(千円)
1	X線テレビ装置	平成 5 年 11 月 5 日	37,065	1	6	35,212	1,853
2	臨床検査システム	平成 11 年 3 月 12 日	51,765	1	8	17,470	34,294
3	超高速X線CT装置	平成 11 年 9 月 30 日	113,400	1	6	36,012	77,387
4	シンチレーションカメラ	平成 12 年 1 月 24 日	58,747	1	6	18,659	40,088
5	心臓超音波診断装置	平成 13 年 2 月 23 日	31,350	1	6	9,927	21,422
6	生化学分析装置	平成 12 年 6 月 30 日	34,450	1	6	10,909	23,540
7	整形耳鼻手術顕微鏡システム	平成 13 年 12 月 10 日	21,500	1	8	3,689	17,810
8	臨床検査システム増設	平成 14 年 3 月 29 日	28,300	1	5	7,769	20,530
9	プラズマ滅菌装置	平成 14 年 3 月 25 日	23,400	1	4	7,845	15,554
10	放射線治療装置(リニアック)	平成 14 年 3 月 29 日	328,950	1	6	73,731	255,218
11	自動磁気共鳴撮像システム(MRI)	平成 14 年 3 月 23 日	162,500	1	6	36,423	126,076

	資産名称	取得 年月日	取得価額 (千円)	数量	耐用 年数 (年)	償却 累計額 (千円)	期末 帳簿価額 (千円)
12	CRシステム	平成 14 年 3 月 22 日	29,980	1	6	6,831	23,148
13	麻酔器	平成 14 年 3 月 29 日	23,700	5	5	6,506	17,193
14	RO水供給装置	平成 14 年 3 月 25 日	22,650	1	4	6,563	16,086
15	高圧蒸気滅菌装置(オートクレー プ)	平成 14 年 3 月 26 日	34,600	2	4	11,600	22,999
16	手術・ICU・HCU モニタリングシステ ム	平成 14 年 3 月 29 日	95,900	1	6	21,495	74,404
17	X線テレビ装置	平成 14 年 3 月 29 日	24,200	1	10	3,321	20,878
18	血管連続撮影システム	平成 14 年 3 月 29 日	154,900	1	6	35,296	119,603
19	自動検体分注前処理装置	平成 14 年 3 月 29 日	28,500	1	6	6,494	22,005
20	手術用器械	平成 14 年 3 月 20 日	22,000	1	5	6,987	15,012
21	病棟ベッド	平成 14 年 3 月 26 日	31,880	239	10	5,062	26,817
22	自動注射薬払出システム	平成 14 年 3 月 29 日	58,450	1	10	8,023	50,426
23	内視鏡画像等ファイリングシステム	平成 14 年 3 月 29 日	29,970	1	6	6,829	23,140
24	心電計ファイリングシステム	平成 14 年 3 月 29 日	20,480	1	5	5,622	14,857
25	CT撮影装置X線管球	平成 15 年 3 月 8 日	20,800	1	2	5,922	14,877
26	心臓超音波診断装置	平成 17 年 8 月 10 日	27,260	1	6	1,929	25,330
合計			1,516,697	—	—	396,126	1,120,547

2)こども病院

こども病院については取得価額50,000千円以上の固定資産について固定資産実査を行った。対象とした固定資産は以下の通りである。

	台帳番号	資産名称	取得年月日	取得価額(千円)	数量	耐用年数(年)	償却累計額(千円)	期末帳簿価額(千円)
1	000436-00	集中型患者監視装置	平成5年 3月10日	200,850	1	6	190,807	10,042
2	000438-00	層流無菌病室システム	平成5年 3月10日	79,310	1	10	64,241	15,068
3	000882-00	リニアック	平成5年 3月10日	158,105	1	6	148,788	9,316
4	000883-00	MRI	平成5年 3月10日	156,045	1	6	148,242	7,802
5	000922-00	MRI画像処理装置	平成7年 7月28日	62,624	1	6	56,136	6,487
6	001362-00	医事臨床検査システム	平成12年 8月31日	142,280	1	6	22,206	120,073
7	001364-00	新生児患者監視システム	平成12年 8月30日	185,500	1	6	37,121	148,378
8	001366-00	母体監視システム	平成12年 8月30日	58,000	1	6	9,052	48,947
9	001367-00	医療用水設備	平成12年 8月28日	53,250	1	6	8,310	44,939
10	001368-00	周産期患者監視システム	平成12年 8月30日	54,000	1	6	8,427	45,572
11	001472-00	手術室患者監視システム	平成12年 9月29日	54,730	1	6	8,541	46,188
12	001473-00	パイプレン多目的血管造営撮影装置	平成12年 11月30日	169,950	1	6	26,524	143,425
13	001494-00	人工呼吸器	平成12年 9月20日	52,400	8	5	8,949	43,450
14	002422-00	MRI(超電導磁気共鳴診断装置)	平成14年 3月29日	248,500	1	6	55,696	192,803
15	002430-00	心臓血管撮影装置	平成13年 4月16日	272,000	1	6	60,955	211,044
16	002487-00	デジタルX線画像診断システム(CR)	平成14年 7月31日	71,000	1	6	12,744	58,255
17	002510-00	超音波診断装置	平成14年 10月31日	53,450	1	5	11,559	41,890
18	002551-00	全身用X線CT装置	平成15年 8月25日	184,400	1	6	39,199	145,200
19	002574-00	臨床検査システム	平成16年 7月30日	52,800	1	5	9,015	43,784
20	002596-00	デジタルガンマカメラ装置	平成16年 11月30日	110,000	1	6	15,589	94,410
21	002624-00	デジタルエックス線テレビシステム	平成17年 9月29日	83,200	1	6	5,903	77,296
合計				2,502,394			948,015	1,554,378

須坂病院、こども病院とも実査対象となった固定資産には固定資産管理シールが貼られており、固定資産台帳の記載と一致していた。ただしこども病院では平成 17 年度からは固定資産シールに県立病院室が付与した資産番号も併せて記載しているが、平成 16 年度以前に取得したものについては旧固定資産番号のみが記載されているのは前述のとおりである。固定資産台帳を一つにするためには新固定資産番号で固定資産を管理することが必要であるので、早急に全ての固定資産に新固定資産番号も併記すべきである。

固定資産の管理といった場合には当然台帳管理と現品管理の双方を含むものと考えられる。現品管理の一環として年度に1度は固定資産実査を実施することが有効である。実務的には3年程度のローテーションによることも認められる。固定資産実査により、固定資産の実在性が証明され、また現場レベルでの管理責任の明確化が図られる意義は大きい。

固定資産実査の実施状況について担当者に質問したところ、平成 12 年度の固定資産管理システム導入のために全ての固定資産を調査したとの回答を得た。しかしながら、その後の定期的な固定資産実査は行っていないとのことである。固定資産実査の必要性は十分認識しているので、18 年度以降は実施の方向で検討するとの回答を得た。固定資産実査の実施を確実にするために規程を作成し、規程上に実施時期、実施責任者を明記するべきである。

3) 使用終了となった固定資産

固定資産実査の結果、こども病院において平成 18 年度中に使用が終了した固定資産がある。

この固定資産については、減価償却は終了しており、今後使用する可能性がないのであれば除却処理することが必要であるが、設備の性質上即時に除却処理をすることが困難であるならば、除却までの間は固定資産台帳上で1円(これを備忘価額という)まで評価減して管理するか、固定資産台帳上から除外し、別表を作成して管理するのが資産の実態に則した処理方法である。

台帳番号	資産名称	取得年月日	取得価額(千円)	数量	耐用年数(年)	償却累計額(千円)	期末帳簿価額(千円)
000883-00	MRI	平成 5 年 3 月 10 日	156,045	1	6	148,242	7,802

4) 遊休資産

現在こども病院では紹介制をとっており、原則として紹介状のない患者は受け入れていない。また、診察に関しては予約制となっている。診療の予約制は患者の待ち時間を削減するには有効であるが、

患者の都合による診療キャンセルが頻発するとスタッフ(医師・看護師等)の手待ちが発生し病院経営の効率性を損ねる恐れがある。紹介制・予約制を原則としつつも、柔軟に患者を受け入れる体制を整備してはどうか。特にこども病院の第四病棟 401 室から 414 室の 32 床については平成 12 年 7 月の北棟竣工時より使用されていないが、第四病棟の有効利用についてさらに検討を勧めるべきである。

参考までに概算で第四病棟に係わる建物及び建物附属設備の取得価額を試算してみた。北棟は 4 階建てで第四病棟は北棟の 4 階に位置し、1フロアの面積のおよそ 2 分の 1 を占める。したがって第四病棟の割当分を北棟全体の取得価額の 8 分の 1 と仮定して計上した。

資産名称	取得価額 (単位:千円)	補助金等 (単位:千円)	補助金等 控除後 取得価額 (単位:千円)	第四病棟 割当分 (単位:千円)
周産期医療施設	3,059,787	552,075	2,507,712	313,464
防犯設備	1,600	0	1,600	200
給水設備	350	0	350	43
衛生設備工事	630,875	423,130	207,745	25,968
空調設備工事	1,229,513	541,492	688,021	86,002
昇降機設備工事	127,327	85,410	41,917	5,239
電力設備工事	894,850	600,160	294,690	36,836
弱電設備工事	261,904	175,650	86,254	10,781
合計	6,206,210	2,377,919	3,828,289	478,533

この取得価額に北棟建設に係わる借入金利 2%を乗じて金利負担を算出すれば以下の通りである。

(単位:千円)

第四病棟割当分	第四病棟分支払利息 (平成 12 年度～平成 17 年度)	合計
478,533	57,423	535,956

(3) 減価償却費

減価償却は「長野県病院事業財務規則」第 112 条に「減価償却は、当該固定資産（償却資産に限る。）の取得の日の属する年度の翌年度から開始するものとする。」旨規定されている。これは「地方公営企業法施行規則」に定める「(有形固定資産の減価償却額) 第八条 地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあつては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。」に準拠しているものと思われる。

長野県立病院では「長野県病院事業財務規則」に基づき期中取得の有形固定資産の減価償却は翌年度より実施しているが、一般に公正妥当な企業会計の基準である「企業会計原則」の第二 損益計算書原則では「すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。」としている。「企業会計原則」に従って会計処理した場合には、期中取得の有形固定資産は取得時からの月割りで減価償却費が計上されなければならない。

「地方公営企業法施行規則」においても「第八条 6 各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。」と規定されている。現在の会計処理は地方公営企業法に則った会計処理であり適法なものであるが、一般の企業会計により近い損益計算を行い、期中取得の有形固定資産についても当期より減価償却費を計上することが、その資産の実態を一層明瞭に表す方法であると考えられる。

当初より期中取得分の減価償却を行った場合には、減価償却費の追加計上となるが、当期に償却が終了している固定資産の当期減価償却費は本来なら前期に計上済となっているはずである。これらを考慮して取得年度より減価償却を開始していたと仮定して算定した当年度の減価償却費（概算）を次頁に示すこととする。